佐賀県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月18日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第11号

佐賀県道路占用規則の一部を改正する規則

佐賀県道路占用規則(昭和28年佐賀県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

人の衣に切りる死たの以上即りは、下派の即りてめる。	
改正前	改正後
(占用許可等の申請)	(占用許可等の申請)
第2条 略	第2条 略
2 前項の場合において、占用の許可を受けようとする者が県内に	
住所を有しないときは、県内に住所を有し、かつ、占用者に代っ	
<u>て占用料を納入する代理人を選定し、連署の上、知事に申請しな</u>	
<u>ければならない。</u>	つ mを
<u>3</u> 略	<u>2</u> 略
(占用者の義務等)	(占用者の義務等)
第5条略	第5条略
2・3 略	2・3 略
4 会社合併の場合で、合併後存続する会社又は合併により成立した会社が、合併により消滅した会社の有する権利を承継したとき	4 会社合併の場合で、合併後存続する会社又は合併により成立し た会社が、合併により消滅した会社の有する権利を承継したとき
は、合併後1月以内に、登記簿抄本を添えて知事に届け出なけれ	は、合併後1月以内に、登記事項証明書を添えて知事に届け出な
ばならない。	ければならない。
5 略	5 略
6 占用の許可を受けた者は、許可期間中、その場所又は占用物件	
に、許可年月日、指令番号、目的、期間及び住所氏名を表示する	
標札をかかげなければならない。ただし、占用物件を地下に設け	
<u>る場合は、この限りでない。</u>	
<u>7・8</u> 略	<u>6</u> ・ <u>7</u> 略

附 則 この規則は、公布の日から施行する。